

職員の定年等に関する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十二日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

## 奈良県人事委員会規則第十号

### 職員の定年等に関する規則

職員の定年等に関する規則（昭和六十年二月奈良県人事委員会規則第十一号）の全部を改正する。

### 目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 定年制度（第三条―第七条）

第三章 管理監督職務上限年齢制（第八条―第十六条）

第四章 定年前再任用短時間勤務制（第十七条―第二十条）

第五章 雑則（第二十一条）

附則

### 第一章 総則

#### （趣旨）

**第一条** この規則は、職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三月奈良県条例第十七号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

**第二条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 定年退職 条例第二条の規定により退職することをいう。
- 二 勤務延長 条例第四条第一項の規定により職員を引き続き勤務させることをいう。
- 三 勤務延長職員 条例第四条第一項又は第二項の規定により引き続き勤務している職員をいう。

### 第二章 定年制度

#### （勤務延長の期限の延長）

**第三条** 任命権者は、条例第四条第二項の規定により承認を得ようとするときは、勤務延長の期限延長承認申請書（第一号様式）を人事委員会に提出するものとする。この

場合において、当該申請書には、次条の書面を添付するものとする。

（勤務延長等に係る職員の同意）

**第四条** 条例第四条第三項及び第四項に規定する職員の同意は、書面によって得るものとする。

（定年に達している者の任用の制限）

**第五条** 任命権者は、採用しようとする職に係る定年に達している者を、当該職に採用することができない。ただし、かつて職員であった者で、任命権者の要請に応じ、引き続き国家公務員、他の地方公共団体に属する地方公務員、特別職に属する地方公務員又は奈良県職員に対する退職手当に関する条例（昭和二十八年十月奈良県条例第四十号）第七条の四第一項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となっているもの（これらの職のうち一の職から他の職に一回以上引き続いて異動した者を含む。）を、当該職に係る定年退職日（条例第二条に規定する定年退職日をいう。次項において同じ。）以前に採用する場合は、この限りでない。

2 任命権者は、昇任し、降任し、又は転任しようとする職に係る定年に達している職員を、当該職に係る定年退職日後に、当該職に昇任し、降任し、又は転任することができない。ただし、勤務延長職員を、特別の事情により昇任し、降任し、又は転任する場合は、この限りでない。

（勤務延長等に係る人事異動通知書の交付）

**第六条** 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員にその旨を明示した人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、第一号又は第六号に該当する場合のうち、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、人事異動通知書に代わる書面の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

一 職員が定年退職をする場合

二 勤務延長を行う場合

三 勤務延長の期限を延長する場合

四 勤務延長の期限を繰り上げる場合

五 勤務延長職員を昇任し、降任し、又は転任したことにより、勤務延長職員ではなくなつた場合

六 勤務延長の期限の到来により職員が当然に退職する場合

(勤務延長に関する報告)

**第七条** 任命権者は、毎年五月末日までに、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の事由及び期限の状況を、勤務延長状況報告書(第二号様式)により人事委員会に報告しなければならない。

### 第三章 管理監督職務上限年齢制

(管理監督職務上限年齢制の対象となる管理監督職)

**第八条** 条例第六条第三号に規定する人事委員会規則で定める職は、次の各号に掲げる職とする。

- 一 職員の職の設置等に関する規則(昭和四十一年三月奈良県規則第六十六号)第三条第四項第三号及び奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則(昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第十一号)第二条第三項に規定する付のうち、一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十三年九月奈良県条例第三十三号)第十条第一項に規定する管理職手当を支給される職員の職から転任又は降任した職員の職
- 二 地方警察職員のうち警部以上の階級にある警察官に相当する警察官以外の職員の職

(他の職への降任等)

**第九条** 管理職手当に関する規則(昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十一号)又は県営水道の業務に従事する企業職員の給与に関する規程(昭和四十二年四月奈良県水道企業管理規程第三号)に基づき管理職手当一種を支給される職員及び職員の職の設置等に関する規則第三条第四項第三号及び奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則第二条第三項に規定する付のうち、管理職手当に関する規則に基づき管理職手当一種を支給される職員の職から転任又は降任した職員の他の職への降任等を行う場合における条例第八条第一項第二号に規定する管理監督職以外の職又は管理監督職務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職は、原則として、他の職への降任等の前日に就いていた職の職務を担当している職員が所属する機関以外の機関に設置されている職とする。

(異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があった場合)

**第十条** 条例第九条第一項又は第二項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことを

その職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

（特定管理監督職群を構成する管理監督職）

**第十一条** 条例第九条第三項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める職とする。

- 一 児童福祉施設の施設長の特定管理監督職群 精華学院長及びこども家庭相談センター所長の職
- 二 校長の特定管理監督職群 県立学校及び市町村（一部事務組合を含む。以下この条において同じ。）立学校の校長の職
- 三 副校長の特定管理監督職群 県立学校及び市町村立学校の副校長の職
- 四 教頭の特定管理監督職群 県立学校及び市町村立学校の教頭の職

（条例第九条第三項又は第四項の規定による任用）

**第十二条** 条例第九条第三項又は第四項の規定により特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員のうち、いずれをその異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任するかは、任命権者が、人事評価の結果、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる職員を、公正に判断して定めるものとする。

（異動期間の延長等）

**第十三条** 任命権者は、条例第九条第一項及び第三項の規定により承認を得ようとするときは、異動期間延長承認申請書（第三号様式）を人事委員会に提出するものとする。

2 任命権者は、条例第九条第二項及び第四項の規定により承認を得ようとするときは、異動期間の期限延長承認申請書（第四号様式）を人事委員会に提出するものとする。

3 前二項の場合において、当該申請書には、次条の書面を添付するものとする。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

**第十四条** 条例第十条に規定する職員の同意は、書面によって得るものとする。

（降任等に係る人事異動通知書の交付）

**第十五条** 任命権者は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をする場合には、人事

異動通知書を交付して行わなければならない。

2 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書を交付しなければならない。

一 条例第九条の規定により異動期間を延長する場合

二 異動期間の期限を繰り上げる場合

三 条例第九条の規定により異動期間を延長した後、管理監督職務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職に異動し、当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達していない職員となった場合

(異動期間の延長に関する報告)

**第十六条** 任命権者は、毎年五月末日までに、前年の四月二日からその年の四月一日までの間に条例第九条の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を、異動期間延長状況報告書(第五号様式)により人事委員会に報告しなければならない。

#### **第四章** 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用の原則)

**第十七条** 任命権者は、条例第十二条又は第十三条第一項の規定による採用(以下「定年前再任用」という。)を行うに当たっては、法第十三条に定める平等取扱いの原則及び法第十五条に定める任用の根本基準に違反してはならない。

2 任命権者は、条例第十二条に規定する年齢六十一年以上退職者が法第五十二条第一項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第五十六条に規定する事由を理由として定年前再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

(定年前再任用希望者に明示する事項及び定年前再任用希望者の同意)

**第十八条** 任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者(以下「定年前再任用希望者」という。)に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

一 定年前再任用を行う職に係る職務内容

二 定年前再任用を行う日

三 定年前再任用に係る勤務地

四 定年前再任用をされた場合の給与

五 定年前再任用をされた場合の一週間当たりの勤務時間

六 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

2 前項の同意は、当該定年前再任用希望者が明示された事項に同意する旨を示した書面の提出により行うものとする。

(定年前再任用の選考に用いる情報)

**第十九条** 条例第十二条及び第十三条第一項の人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

一 能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

二 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要な経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(定年前再任用に係る人事異動通知書の交付)

**第二十条** 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、第二号に該当する場合のうち、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、人事異動通知書に代わる書面の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

一 定年前再任用を行う場合

二 任期の満了により定年前再任用短時間勤務職員(条例第十二条又は第十三条第一項の規定により採用された職員をいう。附則第五項及び第七項において同じ。)が当然に退職する場合

## 第五章 雑則

**第二十一条** この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第十八条の規定による定年前再任用の手続及び附則第十六項の規定による暫定再任用(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年十月奈良県条

例第十四号。以下「令和四年改正定年条例」という。）附則第三条第一項若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。以下同じ。）の手續は、この規則の施行前においても行うことができる。

（定年による退職の特例に関する経過措置）

3 任命権者は、条例附則第五項の規定により読み替えられた条例第四条第一項ただし書の規定により承認を得ようとするときは、異動期間を延長した職員の勤務延長承認申請書（第六号様式）を人事委員会に提出するものとする。この場合において、当該申請書には、第四条の書面を添付するものとする。

（条例附則第七項及び第八項の年齢六十年に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思の確認）

4 年齢六十年に達する日の属する年度の前年度に条例附則第七項及び第八項の規定による情報の提供及び意思の確認を行うことができない職員としてこれらの規定で定める職員に対する情報の提供及び勤務の意思の確認は、これらの規定で定める期間内に、できる限り速やかに行うものとする。

5 条例附則第七項及び第八項の規定により職員に提供する情報は、次に掲げる情報（第一号、第三号及び第四号に掲げる情報にあつては、当該職員が年齢六十年に達した日以後に適用される措置に関する情報に限る。）とする。

一 法第二十八条の二から法第二十八条の五までの規定による管理監督職務上限年齢による降任等に関する情報

二 定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する情報

三 年齢六十年に達した日後における最初の四月一日以後の当該職員の給料月額を引き下げる給与に関する特例措置に関する情報

四 当該職員が年齢六十年に達した日から定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該職員が当該退職をした日に法第二十八条の六第一項の規定により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置に関する情報

五 前各号に掲げるもののほか、勤務の意思を確認するため必要であると任命権者が認める情報

6 任命権者は、条例附則第七項及び第八項の規定により職員の勤務の意思を確認する

場合は、そのための期間を十分に確保するよう努めなければならない。

7 前項の勤務の意思の確認においては、次に掲げる事項を確認するものとする。

- 一 引き続き常時勤務を要する職を占める職員として勤務する意思
- 二 年齢六十年に達する日以後の退職の意思
- 三 定年前再任用短時間勤務職員として勤務する意向
- 四 その他任命権者が必要と認める事項

8 附則第五項各号に掲げる情報を職員に提供するに当たっては、当該各号に掲げる情報を記載した書面を交付することにより行うものとする。

9 附則第七項各号に掲げる事項を職員に確認するに当たっては、当該各号に掲げる事項を記載した書面を職員に提出させることにより行うものとする。

(令和四年改正定年条例附則第二条第一項の規定による勤務についての準用)

10 第三条、第四条、第五条第二項、第六条並びに第七条の規定は、令和四年改正定年条例附則第二条第一項の規定による勤務について準用する。

(令和四年改正定年条例附則第二条第二項の人事委員会規則で定める職及び職員)

11 令和四年改正定年条例附則第二条第二項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年(令和四年改正定年条例附則第二条第二項に規定する新定年条例定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新定年条例定年(同日が令和五年三月三十一日である場合には、令和四年改正定年条例による改正前の職員の定年等に関する条例(以下「旧定年条例」という。))第三条に規定する定年に準じた年齢)を超える職(当該職に係る定年が令和四年改正定年条例による改正後の職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。))第三条に規定する定年である職に限る。)とする。

一 基準日以後に新たに設置された職

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

12 令和四年改正定年条例附則第二条第二項の人事委員会規則で定める職員は、前項各号に掲げる職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年(同日が令和五年三月三十一日である場合には、旧定年条例第三条に規定する定年に準じた年齢)に達している職員とする。



13 第五条第二項ただし書の規定は、令和四年改正定年条例附則第二条第二項の規定により昇任し、降任し、又は転任することができない場合について準用する。

（暫定再任用の原則）

14 任命権者は、暫定再任用を行うに当たっては、法第十三条に定める平等取扱いの原則及び法第十五条に定める任用の根本基準の規定に違反してはならない。

15 定年退職者等が法第五十二条第一項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第五十六条に規定する事由を理由として暫定再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

（暫定再任用をされることを希望する者に明示する事項）

16 任命権者は、暫定再任用を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示するものとする。

一 暫定再任用を行う職に係る職務内容

二 暫定再任用を行う日及び任期の末日

三 暫定再任用に係る勤務地

四 暫定再任用をされた場合の給与

五 暫定再任用をされた場合の一週間当たりの勤務時間

六 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

17 令和四年改正定年条例附則第三条第五項の同意は、当該暫定再任用職員が明示された事項に同意する旨を示した書面の提出により行うものとする。

（暫定再任用の選考に用いる情報）

18 令和四年改正定年条例附則第三条第一項若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項に規定する人事委員会規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。

一 能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

二 暫定再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

（暫定再任用に係る人事異動通知書の交付）

19 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書を交

付しなければならない。ただし、第三号に該当する場合のうち、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、人事異動通知書に代わる書面の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

- 一 暫定再任用を行う場合
  - 二 暫定再任用をされた職員の場合
  - 三 任期の満了により暫定再任用をされた職員が当然に退職する場合
- (令和四年改正定年条例附則第十条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職並びに人事委員会規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員)

20 令和四年改正定年条例附則第十条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項、次項及び第二十二項において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年相当年齢(条例第十二条に規定する短時間勤務の職(以下この項において「短時間勤務の職」という。)を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における条例第三条に規定する定年をいう。以下この項、次項及び第二十二項において同じ。)が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(当該職に係る新定年条例定年相当年齢が条例第三条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)とする。

- 一 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- 二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

21 令和四年改正定年条例附則第十条の人事委員会規則で定める者は、前項各号に掲げる職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者とする。

22 令和四年改正定年条例附則第十条の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、附則第二十項各号に掲げる職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年相当年齢に達している同項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とする。

第1号様式（第3条関係）

勤務延長の期限延長承認申請書

第 号  
年 月 日

奈良県人事委員会委員長 殿

任命権者

職員の定年等に関する規則第3条の規定に基づき、勤務延長の期限の延長について下記のとおり申請します。

記

期限延長予定職員 の氏名等	年 月 日生		
所 属			
職 名	職務の級 及び号給	級	職給料表 号給
定 年 年 齡	年	定年退職日	年 月 日
勤務延長の事由			
期 限	年 月 日		
現在従事してい る職務の内容			
期限延長を必要 とする理由			
期限延長の期限	年 月 日		
その他参考事項			

第2号様式（第7条関係）

勤務延長状況報告書

第 号  
年 月 日

奈良県人事委員会委員長 殿

任命権者

職員の定年等に関する規則第7条の規定に基づき、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の状況について下記のとおり報告します。

記

氏名	所属	定年年齢	職務内容	勤務延長事由
	職名	定年退職日		
	職務の級・号給	勤務延長期限		
		年		
		年 月 日		
	職給料表 級 号給	年 月 日		
		年		
		年 月 日		
	職給料表 級 号給	年 月 日		
		年		
		年 月 日		
	職給料表 級 号給	年 月 日		

第3号様式（第13条関係）

異動期間延長承認申請書

第 号  
年 月 日

奈良県人事委員会委員長 殿

任命権者

職員の定年等に関する規則第13条第1項の規定に基づき、異動期間の延長について下記のとおり申請します。

記

期間延長予定職員 の氏名等	年 月 日生		
所 属			
職 名	職務の級 及び号給	職給料表 級 号給	
異 動 期 間 の 末 日	年 月 日		
現に従事してい る職務の内容			
期 間 を 延 長 し よ う と す る 理 由 と 根 拠 条 項			
申請する異動 期間の末日	年 月 日		
その他参考事項			

第4号様式（第13条関係）

異動期間の期限延長承認申請書

第 号  
年 月 日

奈良県人事委員会委員長 殿

任命権者

職員の定年等に関する規則第13条第2項の規定に基づき、異動期間の期限の延長について下記のとおり申請します。

記

期限延長予定職員の氏名等	年 月 日生		
所 属			
職 名	職務の級及び号給	職給料表級 号給	
異 動 期 間 の 末 日	年 月 日		
現に従事している職務の内容			
既に延長された異動期間の延長理由と根拠条項			
さらに延長しようとする理由と根拠条項			
申請する異動期間の末日	年 月 日		
その他参考事項			

第5号様式（第16条関係）

異動期間延長状況報告書

第 号  
年 月 日

奈良県人事委員会委員長 殿

任命権者

職員の定年等に関する規則第16条の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る異動期間の延長の状況について下記のとおり報告します。

記

氏名	所属	異動期間 の末日	職務内容	延長された異動 期間の延長理由
	職名			根拠条項
	職務の級・号給	延長された異動 期間の末日		
		年 月 日		
	職給料表 級 号給	年 月 日		
		年 月 日		
	職給料表 級 号給	年 月 日		
		年 月 日		
	職給料表 級 号給	年 月 日		

第6号様式（附則第3項）

異動期間を延長した職員の勤務延長承認申請書

第 号  
年 月 日

奈良県人事委員会委員長 殿

任命権者

職員の定年等に関する規則附則第3項の規定に基づき、異動期間を延長した職員の勤務延長について下記のとおり申請します。

記

勤務延長予定職員の氏名等	年 月 日生		
所 属			
職 名	職務の級及び号給	級	職給料表号給
定 年 年 齢	年	定年退職日	年 月 日
延長前の異動期間の末日	年 月 日		
異動期間の延長理由と根拠条項			
現在従事している職務の内容			
勤務延長を行おうとする理由と根拠条項			
申請する勤務延長の期限	年 月 日		
その他参考事項			